

○● くらしの安心・安全ネット・いろいろ情報便 ●○

京都府消費生活安全センター（8月14日第832号）

1. 京都府消費生活安全センターからのお知らせ
 - ・ 令和7年度の京都府における消費生活相談の概要を取りまとめました。
 - ・ パーソナルトレーニング での事故に注意！
2. 京都府警察からのお知らせ
 - ・ 震災に便乗した悪質事犯にご注意
3. 国民生活センターからのお知らせ
 - ・ サウナは無理のない利用を心がけましょう
 - ・ 自宅の「リースバック」トラブルにご注意！
4. 消費者庁からのお知らせ
 - ・ 震災に関する義援金詐欺に御注意ください
 - ・ 限定品などの希少性の高い商品を格安で販売するかのように装った偽の通販サイトに関する注意喚起

1. 京都府消費生活安全センターからのお知らせ

（1）京都府消費生活安全センターでは、令和7年度の京都府における消費生活相談の概要を取りまとめました。相談件数は過去10年で最多の23,310件（前年度比112.1%）となりました。

SNSきっかけのトラブルや、お試しの定期購入の相談が増加していますので、ご注意ください。

<詳細> 京都府 WEB サイト

<https://www.pref.kyoto.jp/shohi/news/soudanngaiyou2025.html>

（2）パーソナルトレーニング での事故に注意！

トレーニング中のケガや体調不良の事故が起きています。無理な負荷をかけず、自分の体力や体調に合ったトレーニングを心がけましょう。体に異変を感じたら、すぐに中止してトレーナーへ相談を。

<詳細> 消費者庁 WEB サイト

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_086/



2. 国民生活センターからのお知らせ ～震災に便乗した悪質事犯にご注意～

令和8年熊本地震に便乗した不審な電話、SNS や訪問に注意！

寄付先が不透明な募金は詐欺の可能性あり！

<特に発生が懸念される震災便乗の悪質事犯>

○被災者に対する事犯

・被災者宅を訪問し、うそを交えたり、不安をあおったりして、災害時に必要となる物品の販売や家屋の修繕等を契約させる行為（特定商取引等事犯）

- ・無承認医薬品の販売・広告、健康を損なうおそれがある食品の販売（保健衛生事犯）

○被災に関連した事犯

- ・公的機関や災害支援団体等をかたり、義援金の募集を名目に現金、電子マネー、暗号資産等をだまし取る詐欺
- ・被災者の身内や友人等を装い、困窮を理由に送金を求める詐欺
- ・警察官を装い、震災に関連した理由により送金を求める詐欺

「変だ」「怪しい」と思ったら、ためらうことなく、110番通報又は最寄りの警察署に相談してください。

＜詳細＞京すぐメールWEBサイト（京都府警察本部生活安全企画課）

<https://plus.sugumail.com/usr/kyotopolice/doc/1294689>



3. 国民生活センターからのお知らせ

- ・サウナは無理のない利用を心がけましょう

https://www.kokusen.go.jp/mimamori/mj_mailmag/mj-shinsen548.html

- ・自宅の「リースバック」トラブルにご注意！

https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20260804_1.html



4. 消費者庁からのお知らせ

(1) 震災に関する義援金詐欺に御注意ください

過去の震災時には、福祉団体や公的機関などを名乗り、義援金をだまし取ろうとする義援金詐欺と疑われる事例の情報が寄せられています。

＜消費者へのアドバイス＞

- ・公的機関が、各家庭に電話等で義援金を求めることはありません。当該公的機関に確認しましょう。
- ・募っている団体等の活動状況や用途をよく確認し、納得した上で義援金を寄付しましょう。
- ・口座に振り込む場合は、振込先の名義をよく確認しましょう。
- ・不審に思ったとき、被害に遭ったときは、各地の消費生活センター等や警察まで御相談ください。

各地の消費生活センター等(消費者ホットライン「188」番)

最寄りの警察本部・警察署又は警察相談専用電話(「#9110」番)

＜詳細＞消費者庁WEBサイト

震災に関する義援金詐欺に御注意ください

https://www.caa.go.jp/disaster/caution_001/index.html

法人等による寄附の不当な勧誘と考えられる行為に関する情報提供フォーム

https://contact.caa.go.jp/donation_solicitation/webform-002.html

※個別のトラブルを解決することを目的としたものではありません。個別のトラブルの相談は、各地の消費生活センター等(消費者ホットライン「188」番)に御相談ください。

(2) 限定品などの希少性の高い商品を格安で販売するかのように装った偽の通販サイトに関する注意喚起を行いました。

令和7年1月以降、限定品などの希少性の高い商品を通信販売サイトで注文し、代金を支払ったものの商品が届かない、という相談が各地の消費生活センター等に数多く寄せられています。

消費者庁が調査を行ったところ、「竜の野」、「STORE 専門ショップ」及び「Sie 市場店」の名称を使用していたウェブサイトを経営するそれぞれの事業者が、消費者の利益を不当に害するおそれのある行為(消費者を欺く行為)を行っていたことを確認したため、消費者安全法(平成21年法律第50号)第38条第1項の規定に基づき、消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を公表し、消費者の皆様にご注意を呼びかけています。

<詳細>消費者庁WEBサイト

<https://www.caa.go.jp/notice/entry/047056/>

=====
いろいろ情報便では、会員の皆さんが発信される情報も提供したいと考えております。
団体に寄せられた相談事例や消費生活に関する講座の開催情報もぜひご提供ください。
その他、いろいろ情報便等に関するご意見・ご要望もお待ちしております。

京都くらしの安心・安全ネットワーク

(事務局：京都府消費生活安全センター)

情報の提供やご意見・お問い合わせは…

TEL：075-671-0030

FAX：075-671-0016

E-mail: kyo-shohisen@pref.kyoto.lg.jp

★★ 消費者ホットライン 188(いやや) 泣き寝入り ★★

「消費者ホットライン」は、消費生活相談の全国共通の電話番号です。

上記の電話番号にかけると、最寄りの消費生活センターへつながります。

=====